

(がん入院給付金を支払う場合)

第10条 会社は、疾病入院給付金が支払われる場合であって、被保険者が契約日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以降に初めて別表1に掲げる悪性新生物に罹患したと医師による診断確定がなされ、かつ、その悪性新生物の発病を直接の原因として継続して5日以上入院した場合、がん入院給付金の日額を1日目から給付金受取人に支払います。ただし、第21条に規定する給付金支払限度の範囲内とします。

2. 被保険者が悪性新生物以外の疾病の治療のため継続して5日以上入院し、その入院中に前項の通り悪性新生物と診断確定されたときは、悪性新生物と診断確定された日を含めてその日からの入院に対して、前項にしたがって給付金を支払います。ただし、保険契約消滅後に悪性新生物と診断確定された場合は、がん入院給付金は支払いません。
3. 疾病入院給付金以外の給付金の支払事由が発生した場合、同一の治療日においては、会社は重複して給付金を支払いません。ただし、支払う給付金については給付金額の多いほうを支払います。
4. がん入院給付金の支払事由に該当する入院中に併発した悪性新生物以外の疾病によって入院日数が延長されたときは、その悪性新生物と医学上重要な関係があると認められる疾病によって延長された入院日数に限り、悪性新生物による入院とみなします。

(がん入院給付金を支払わない場合)

第11条 契約日の前日までに悪性新生物と診断確定されていた場合は、保険契約者、被保険者、保険(給付)金受取人またはこれらの者の代理人がその事実を知っていたかどうかにかかわらず、保険契約は無効となります。

2. 前項に定める「悪性新生物の診断確定」は、病理組織学的所見(生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線、内視鏡等)、臨床学的所見及び手術の全部またはいずれかにより医師または歯科医師の資格を持つ者によってなされることを要します。
3. 第1項の規定によって保険契約が無効となった場合は、会社は保険(給付)金を支払いません。また、すでに保険(給付)金を支払っていたときは、会社はその全額について返還請求することができます。
4. 第1項の規定によって無効となった保険契約について、会社はすでに払込まれた保険料の全額を返戻します。

(給付金支払限度)

第21条 一の保険期間の保険契約により支払われる疾病入院給付金、がん入院給付金、災害入院給付金、災害通院給付金、災害手術給付金については、これらのすべてを合計して80万円を限度とします

(保険料の払込猶予期間及び保険契約の失効)

第27条 第25条第1項第(2)号及び第(3)号に規定する保険料の払込みについて振替られなかった場合は、保険料の未入金が生じた月の翌月1日から末日までの期間を払込猶予期間として保険料の払込みを猶予します。

2. 前項に定める払込猶予期間内における保険料の口座振替は、前月分未払込保険料と当月分保険料を併せて行います。
3. 第25条第1項第(3)号に規定する保険料の払込みについて払込猶予期間内に払い込むべき保険料が払い込まれなかった場合は、保険契約は払込猶予期間満了日の翌日に失効します。
4. 前項の規定により保険契約が失効した日以後に生じた保険(給付)金の支払事由については、会社はいかなる場合においても保険(給付)金を支払いません。

(時効)

第45条 保険(給付)金を請求する権利は、保険(給付)金の支払事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年間請求がない場合には消滅します。

(特別条件の付帯)

第46条 会社は特別条件を付帯して保険契約を締結することができます。

2. 前項の場合、契約締結時に現在の健康状態及び過去の病歴について告知事項に該当する被保険者であっても、該当する疾病もしくはその疾病と相当因果関係がある疾病を不担保とすることを条件として、保険契約を引き受けることができます。